

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

第3回可視化実践経験交流会参加報告

取調べの可視化大阪本部 委員 知花 鷹一朗

① 平成29年12月2日、年の瀬にむけていよいよ寒さが増してきた折、山形県において開催されました、第3回可視化実践経験交流会（以下「交流会」と略します）に参加して参りましたので、ご報告いたします。

今回の交流会のプログラムは4部構成で、第1部では可視化実践の事例報告、第2部では山形大学人文社会科学部で教授をされている高倉新喜先生によるご講演、第3部では海外調査報告、第4部ではパネルディスカッションとなっております。

② 第1部の事例報告は、全部で5例ありました。

① 1つめは、霊能力を身につけさせる修行と称して高校生の娘（V）を暴行した母親の共犯者として逮捕された、自称霊能力者のAなる人物の捜査弁護についての報告でした。

可視化実践との関係では、捜査段階において、弁護人からの可視化要請は特にしていないものの、Aの申告によれば、逮捕当初から警察・検察ともに録音録画が実施されていたようです。また、Aによれば、刑事が調書を作成する際に、録画した映像をAと一緒に見ながら文章を作成しており、このように警察による調書作成の際には、Aが供述した内容をそのまま文章化する形式が取られることが多かったとのことでした。

弁護人は、可視化対策に絞った助言はしていないものの、供述するなら一貫した供述をすべきこと、供述調書の内容を確認し、訂正が必要であれば訂正を求めること、署名押印を拒否する権利が

あることを強調して説明したところ、Aも供述調書の作成拒否に成功し、最終的には、略式裁判によって終結したそうです。

② 2つめは、逮捕段階より3年前の実子に対する強姦及び強制わいせつを疑われた事例についての報告でした。

被疑者であるBは、わいせつ行為の該当性はおくとして「何らかの行為」をしたことは認めていましたが、強姦の事実については否認していました。さらに3年前の事件で客観的証拠が乏しく、供述調書に重きを置かれる可能性が高かったため、弁護人であった報告者は、検察庁及び警察署に対し速やかに可視化の申入れをしたとのことでした。

また本件においては、被害児童の事情聴取の際に、検察庁だけでなく児童相談所内の個室を利用したり、会話に近いようなやり取りであったり、椅子ではなくソファでの聴取であったり、ぬいぐるみが置かれているなど、司法面接的な配慮がなされていたそうです（報告者いわく、「的な」という言い回しで表現したのは、環境はそのように整えながら、聴取状況については、検察官からの誘導があり、必ずしも被害者が自発的に話しているとは言いがたい場面があったからとのこと）。

また、強姦については完黙し、強制わいせつについては当面黙秘したうえで、Bの記憶が鮮明で捜査機関による取調べ状況から誤りのないと思われるものについて黙秘を解除して対応したそうです。

その結果、強姦については不起訴となり、強制わいせつについても、起訴されたものの逮捕段階の大部分の被疑事実を落とした公訴事実となって

いたとのことでした。

- ③ 3つめは、自宅にて内妻である被害者と口論の末、右大腿部を包丁で刺して死亡させた事例についての報告でした。同事例においては、逮捕当日に（午前3時に逮捕され、同日午前10時に）可視化されないままに「包丁で刺しました」という自白調書が作成されていました。一方、被疑者であるCによれば、刺すつもりはなかった、内妻が包丁を持ち出し、自ら転んで包丁が刺さった。内妻の名誉を守ろうと嘘をついた。」とのこと。その後、当番弁護士として接見した報告者の相弁護士が速やかに警察署と検察庁双方に可視化の申入れを行いました。

しかし、公判段階において、公判検事から検事調べの録画DVDを任意性立証のために取調べ請求され、弁護人において必要性・関連性なしと主張したにもかかわらず、裁判所に採用されてしまいました。

結果、実刑判決となり、裁判員裁判後の反省のなかで、裁判所は「裁判員には、任意性立証証拠だと何度も説明したが、DVDをもとに心証をとってしまうことがあった。今後はDVDの採用については必要性についてより慎重に考えたい」といった趣旨の発言があったことも報告されました。

- ④ 4つめは、死体遺棄および強盗殺人の共謀共同正犯を争った事例についての報告でした。

はじめに死体遺棄で逮捕されたのち、弁護人選任までに時間がかかり、弁護人選任までにすでに10通ほどの調書が作成されていたようです。

被疑者Dは、警察の取調官より、「共犯といっても、さすがにD君の場合は実行犯と同じ罰を与えられることはないと思う」との説明を受け、自身の関与についてほう助にとどまると思いこんでしまい、多少の違いがあっても問題ないとして調書に署名押印してしまったそうです。また検事による圧迫的な取調べなども主張して、捜査段階の供

述の信用性を争ったようですが、裁判所は、その供述の信用性を認め、実刑判決が言い渡されてしまったとのことでした。

なお、刑事調べ及び検事調べにおいて録音録画されていたようですが、ほう助との思い込みが任意性を否定することに直ちにはつながらず、検事調べの際の映像にも任意性が問題となるような状況を確認できなかったため、任意性を争うことは断念せざるを得ず、信用性のみ争ったそうです。

- ⑤ 5つめは、自宅で一緒に暮らしていた母を殺害し、自宅の押し入れに遺棄したという殺人および死体遺棄の事例についての報告でした。

同事例においては、被疑者Eが勾留後に拘禁反応等により勾留停止となり精神病院に入院後、再開された勾留期間中に自白したという経緯をたどったため、公判においては、訴訟能力や責任能力も争われました。

また、公判検事より、「犯行動機及び犯行状況並びに犯行当時の被告人の精神状態等」を立証趣旨とした実質証拠としての取調べの録画DVDの取調べ請求がなされたようですが、弁護人だけでなく裁判所からも供述内容の真实性を兼ねるような立証は訴訟法上の問題があると指摘され、供述状況等を立証するものとして立証趣旨が変更されたそうです。

しかしながら、結果的には自白の任意性を認められ、完全責任能力及び訴訟能力を認めらうえて実刑判決となってしまったそうです。

- 3 第2部の高倉教授によるご講演は、「取調べの可視化と弁護人の立ち会いをめぐる法理論と弁護実践の異議」と題し、可視化法制化までの経緯や、今後、可視化を実践していく上で注意すべき点などが確認されました。また、可視化の一態様である弁護人立会権の法制化の必要性などについてもご講演いただきました。

4 第3の海外調査報告は、イギリス、アメリカ、スウェーデンの3つの国での調査結果が簡潔に報告されました。

イギリスにおいては、弁護人との接見がまずできなければ取調べが行えないことや、弁護人立会についても、例えば、途中で弁護人との打合せが必要となったら、取調官が部屋か出ていく。違法な糾問が始まったら弁護人がストップをかける。これから供述する場合の具体的なアドバイス（どういう話をするか、話ぶりなど）をすることができるなど、柔軟な活用がなされているようでした。

ただ一方で、黙秘権の行使を不利益に推認してもよいとされていることもあり、弁護人がいつ、どこまで話すのかアドバイスすることが、かなり重要な役割となるようです。

これに対しアメリカ（特にニューヨーク）では、黙秘権、弁護人依頼権を行使すれば取調べが中止されるようで、その意味では被疑者にとってかなり強力な権利だと感じました。しかしながら、現実にはその権利が行使される場面は少ないようで、6割程度の被疑者はこれを放棄してしまうそうです。

したがって、捜査段階にて自白調書が作成された際に重要なのは、このような権利を放棄したことの任意性ということにあり、取調べの録画映像等は、権利放棄の任意性の判断のために利用されることが多いとのことでした。

最後に、主に司法面接の実施状況についてスウェーデンの調査報告がありました。被害者が15歳以下であるときは、法廷には呼ばれないことや、社会福祉局、検察庁、警察など多機関が連携して事情聴取を実施し、被疑者の弁護人も、別室で聴取を見ながら聞いてほしい点を求めることができるなど、制度的にかなり進んでいる印象を受けました。

5 第4部では、当会の秋田真志弁護士がコーディネータを務め、同じく当会の小坂井久弁護士、第2部にて講演された高倉教授および山形県弁護士会の脇山拓弁護士をパネリストに迎え、パネルディスカッションが行われました。

ここでは、まず、警察、検察における可視化の実施状況を確認したのち、第1部で紹介された事例について、適宜各報告担当者に意見ももらいながら、議論がおこなわれました。

各事例を通して、原則として可視化を実施させたいうえで、被疑者には黙秘をさせること、リカバリーが必要な事案や有利な事実などについては、状況や被疑者の性質に応じて黙秘の解除を検討することも必要になることが確認されました。

ただ、黙秘を解除する時期などについては、現状としてケースバイケースと言わざるを得ないような印象をうけました。

また、②の事例にもみられるように、被害者が児童である場合などに、司法面接を意識したような捜査の実施例が見られ、捜査機関において今後も司法面接的捜査が増えていくことも見込まれます。そのため、我々弁護士においても、司法面接の手法や問題点、逆に有利に使える方法など、知識を蓄える必要性を感じました。

6 若干の感想めいたもの

可視化実践に伴い、黙秘権の行使や解除、すでに自白調書が取られてしまっている場合のリカバリーの方法・時期、司法面接など、多種多様な対応が必要となり、これらの実践に関する事例報告を聞くことは、大変に勉強になり、また興味深くもありました。

より多くの事例を聞き、また自身の経験も積みながら、可視化やこれに伴う弁護実践を勉強していく必要を感じました。